

# 青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（案）概要

## 指針の策定方針

- ・「青少年の雇用の促進等に関する法律」第7条に基づき、事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するために必要な指針を厚生労働大臣が策定
- ・指針の策定に当たっては、現行の「青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針」（雇用対策法に基づく指針）をベースに、労働政策審議会建議「若者の雇用対策の充実について」及び国会審議における答弁等を盛り込むこととする

## 指針の概要

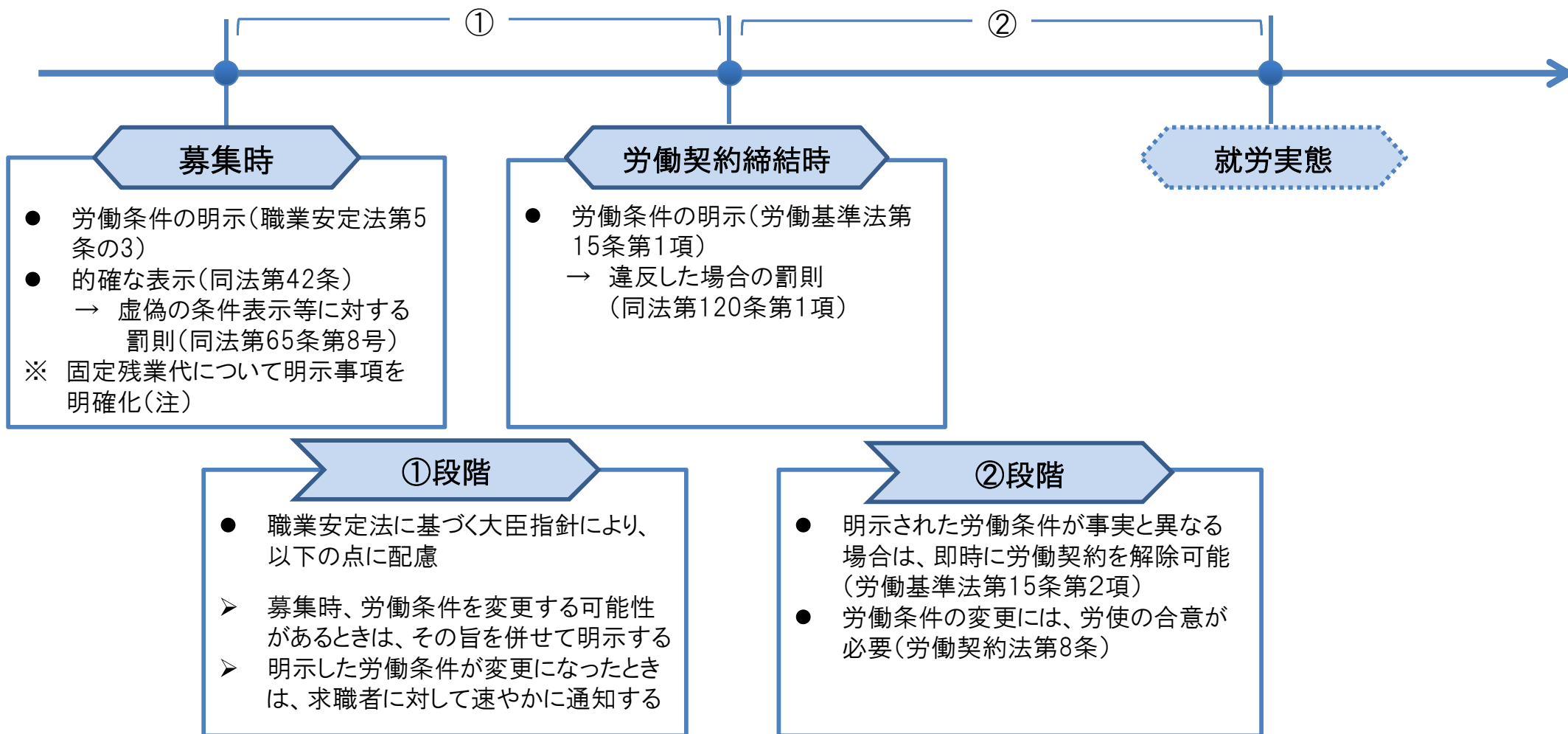
- |   |   |
|---|---|
| <p>第一 趣旨</p> <p>第二 事業主等が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置</p> <p>一 労働関係法令等の遵守</p> <p>二 意欲・能力に応じた就職機会の提供等</p> <p>第三 事業主が青少年の職場への定着促進のために講ずべき措置</p> <p>一 雇用管理の改善に係る措置</p> <p>二 職業能力の開発及び向上に係る措置</p> <p>第四 職業紹介事業者等が青少年の雇用機会の確保及び職場への定着促進のために講ずべき措置</p> <p>一 青少年の主体的な職業選択・キャリア形成の促進</p> <p>二 中途退学者及び未就職卒業者への対応</p> <p>三 募集情報提供事業者による就職支援サイトの運営</p> <p>四 職業能力の開発及び向上に係る措置</p> <p>五 職業生活における自立促進のための措置</p> <p>六 青少年の希望及び状況に応じた関係機関の紹介</p> <p>七 その他の各関係者が講ずべき措置</p> | <p>第二の一（一） 募集に当たって遵守すべき事項</p> <p>（二） 採用内定・労働契約締結に当たって遵守すべき事項等</p> <p>第二の二（一） 学校等の卒業者の取扱い</p> <p>（二） 学校等の新規卒業予定者に係る採用方法</p> <p>（三） 職業経験が少ない青少年等に対する就職機会の提供</p> <p>（四） 選考に当たってのいわゆるフリーター等に対する評価基準</p> <p>（五） インターンシップ・職場体験の機会の提供</p> <p>第三の一（一） 能力・資質、キャリア形成等に係る情報明示</p> <p>（二） 不安定な雇用状態にある青少年の正社員登用等</p> <p>（三） 労働法制に関する基礎知識の付与</p> <p>第三の二（一） OJT及びOFF-JTの計画的な実施</p> <p>（二） 必要に応じた実習併用職業訓練の実施</p> <p>（三） 職業生活設計等を容易にするための相談機会の確保</p> <p>（四） 自己啓発支援</p> <p>（五） ジョブ・カードの活用支援</p> <p>（六） 事業内職業能力開発計画の作成等</p> |
|---|---|

# 青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（案）①

## （1）事業主等が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置

### イ 募集に当たって遵守すべき事項等

○ 事業主は、労働条件等の明示等に関する以下の労働関係法令等の規定を遵守すること。



（注）固定残業代（名称のいかんにかかわらず、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して定額で支払われる割増賃金）に係る計算方法、固定残業代を除外した基本給の額、固定残業時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働分についての割増賃金を追加で支払うこと等

# 青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、 職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（案）②

## ロ 採用内定・労働契約締結に当たって遵守すべき事項等

- ・ 採用内定を行うに当たっては、採否の結果を明確に伝えるとともに、確実な採用の見通しに基づいて行うよう努めること。
- ・ 文書により、採用の時期、採用条件及び採用内定の取消事由等を明示するとともに、学校等を卒業することを採用の条件とする場合は、内定時に明示すること。
- ・ 採用内定者について労働契約が成立したと認められる場合には、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない採用内定の取消は無効とされることについて十分に留意すること。
- ・ やむを得ない事情により採用内定の取消し、入職時期の繰り下げを行う時は、当該取消しの対象となった新規卒業予定者の就職先の確保に最大限努力するとともに、当該取消し又は繰り下げの対象となった者からの補償等の要求に誠意を持って対応すること。

## ハ 学校等の卒業者の取扱い

- ・ 新規卒業予定者の募集を行うに当たっては、学校等の卒業者が卒業後少なくとも三年間は応募できるものとする。また、できる限り年齢の上限を設けないようにするとともに、上限を設ける場合には、青少年が広く応募することができるよう検討すること。

## ニ 新規卒業予定者に係る採用方法

- ・ 通年採用や秋季採用の導入等を積極的に検討すること。
- ・ 国・地方公共団体等の施策を活用しながら、いわゆるUIJターン就職等による就職機会の提供に積極的に取り組むことが望ましいこと。

# 青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、 職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（案）③

## ホ 選考に当たってのいわゆるフリーター等に対する評価基準

- ・ いわゆるフリーター等についても、その有する適性や能力等を正當に評価するとともに、応募時点における職業経験のみならず、留学経験やボランティア活動の実績等を考慮するなど、その将来性も含めて長期的な視点に立つて判断することが望ましいこと。

## ヘ インターンシップ・職場体験の機会の提供

- ・ 学校や公共職業安定所等と連携し、インターンシップや職場体験の受入れを行う等の積極的な協力が望まれること。インターンシップや職場体験であっても、労働関係法令が適用される場合もあることに留意が必要であること。

※「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」(平成9年9月18日 文部科学省・厚生労働省・経済産業省策定)を踏まえた実施が求められる。

## (2) 事業主が青少年の職場への定着促進のために講ずべき措置

### イ 雇用管理の改善に係る措置

事業主は、賃金不払い等の労働関係法令違反が行われないよう適切な雇用管理を行うとともに、雇用管理の改善に努めること。

- ・ 採用後の職場の実態と入職前の情報に格差を感じることはないよう、職場で求められる能力・資質、キャリア形成等についての情報を明示すること。
- ・ 不安定な雇用状態にある青少年が希望した場合に、正社員への登用が与えられるような仕組みを検討すること。
- ・ 新入社員研修の機会等を捉え、労働法制の基礎的な内容の周知を図ることが望ましいこと。

# 青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、 職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（案）④

## ロ 職業能力の開発及び向上に係る措置

- ・ OJT及びOFF-JTを計画的に実施するよう努めること。
- ・ 実習併用職業訓練を必要に応じ実施するよう努めること。
- ・ 青少年の希望等に応じ、職業生活設計及び職業訓練の受講等を容易にするための相談機会の確保その他の援助を行うよう努めること。また、配置その他の雇用管理について配慮すること。
- ・ 必要に応じ、教育訓練休暇の付与、始業及び終業時刻の変更、勤務時間の短縮の措置等の必要な援助を行うよう努めること。
- ・ 各企業の状況を踏まえ、必要に応じ、ジョブ・カードを職業生活設計及び職業能力証明のツールとして活用するための支援を行うよう努めること。
- ・ 事業内職業能力開発計画の作成や職業能力開発推進者の選任を行うよう努めること。

## (3) 職業紹介事業者等が青少年の雇用機会の確保及び職場への定着促進のために講ずべき措置

職業紹介事業者等は、青少年が安定的な就業機会を得て、職場定着及びキャリアアップを実現できるよう、イからニに掲げる措置を講ずるよう努めるとともに、(1)イに掲げる事項が適切に履行されるよう、必要な措置を講ずること。

## イ 中途退学者及び未就職卒業者への対応

- ・ 中途退学者について、職業紹介事業者及び地域若者サポートステーションは、学校等及び公共職業安定所と協力しつつ相互に連携し、中途退学者の個々の状況に応じた自立支援を行うとともに、自らの支援内容が中途退学者に効果的に提供されるようにすること。
- ・ 未就職卒業者について、職業紹介事業者は、学校等及び新卒応援ハローワークと協力し、個別支援や面接会の開催など、卒業直後の支援を充実させること。

# 青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、 職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（案）⑤

## ロ 募集情報提供事業者による就職支援サイトを通じた支援

- ・ 就職支援サイトで提供する情報はわかりやすいものとすること、提供する情報の量を適正なものとすること、青少年の主体性を尊重したサービスの提供を行うこと等について配慮すること。
- ・ 就職支援サイトの利用に当たっての相談又は苦情について、利用者の視点に配慮し、適切に対応すること。
- ・ 学生、生徒等を対象とした事業を行うときは、学業への影響を考慮した適正な事業運営を行うこと。

## ハ 職業能力の開発及び向上に係る措置・職業生活における自立促進のための措置

- ・ 職業訓練機関は、青少年の個性に応じ、かつ、その適性を生かすよう、効果的に職業訓練を実施すること。  
また、青少年の状況に応じた、ジョブ・カードを活用した支援を行うこと。
- ・ 地域若者サポートステーションは、いわゆるニート等に対し、その特性に応じた適職の選択その他の職業生活に  
関する相談の機会、職場体験機会その他の必要な措置を講ずること。

## ニ 青少年の希望及び状況に応じた関係機関の紹介

- ・ 職業紹介事業者、職業訓練機関及び地域若者サポートステーションは、青少年の希望及び状況に応じて、支援  
対象の青少年を適切な機関に紹介するなど、適宜連携しながら切れ目なく必要な支援が受けられるように配慮  
すること。